

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>■役務の内容 本会議中継（テレビ・インターネット）での手話通訳実施にあたり、以下の役務を調達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議中継に合わせて手話通訳を行うこと。 ・手話通訳の実施にあたり、手話通訳士との連絡調整を図り、本会議開会日に手話通訳士を派遣すること。 <p>■役務の特殊性 本会議においては、専門的な用語を用いて議論される場面が多く、その議論や発言者の意図を正確に伝えるための技能が求められる。このため、手話通訳の技能が高く、それが公的資格として認められている、「手話通訳士」の派遣を求めるものである。</p> <p>ちなみに「手話通訳士」とは、手話通訳者のうち、厚生労働省が認定する、手話通訳技能認定試験に合格した者のことを指す。</p> <p>特に高い手話通訳の技能と、専門的な用語への知識を、公的に認められているため、裁判、政見放送といった公の場で同時通訳をすることができる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本会議中継における手話通訳業務を実施するためには、本会議中継に対応できる手話通訳士が確保され、定例会等の開催日時に合わせて確実に手話通訳士が派遣されることが必要である。</p> <p>岐阜県聴覚障害者協会は、手話通訳士の養成や派遣等を実施しており、手話通訳に係る事業の企画、遂行のノウハウを有する県内唯一の団体である。</p> <p>以上から、岐阜県聴覚障害者協会は、長年の手話通訳に係る事業実績や運営基盤、事業遂行のノウハウ等を有しており、本事業を実施できる唯一の団体であり、同団体以外が供給することはできない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。